

使用済燃料の再処理の事業に関する規則（抄）

（工場又は事業所内の廃棄）

第十六条 [法第四十八条第一項](#)の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

- 六 液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。
 - イ 海洋放出施設によつて放出すること。
 - ロ 放射線障害防止の効果を持つた廃液槽に保管廃棄すること。
 - ハ 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。
 - ニ 放射線障害防止の効果を持つた焼却設備において焼却すること。
 - ホ 放射線障害防止の効果を持つた固型化設備で固型化すること。

- 七 前号イの方法により廃棄する場合は、海洋放出施設において、ろ過、蒸発、イオン交換樹脂法等による吸着、放射能の時間による減衰、多量の水による希釈その他の方法によつて放出水中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、海洋放出口において又は海洋放出監視設備において放出水中の放射性物質の量及び濃度を監視することにより、放射性廃棄物の海洋放出に起因する線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにすること。

- 九 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造であること。
 - ロ き裂又は破損が生じるおそれがないものであること。
 - ハ 容器のふたが容易に外れないものであること。